

開戦ニ關スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下、亞米利加合衆國大統領、亞爾然丁共和國大統領、奧地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝、洪牙利國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、「ボリヱア」共和國大統領、伯刺西爾合衆國大統領、勃爾牙利國公殿下、智利共和國大統領、格倫比亞共和國大統領、玖馬共和國臨時總督、丁抹國皇帝陛下、「ドミニカ」共和國大統領、「エクアドル」共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝、印度皇帝陛下、希臘國皇帝陛下、「グアテマラ」共和國大統領、「ハイチ」共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、盧森堡國大公、「ナッソー」公殿下、墨西哥合衆國大統領、「モンテネグロ」國公殿下、諾威國皇帝陛下、巴奈馬共和國大統領、「パラグエ」共和國大統領、和蘭國皇帝陛下、祕露共和國大統領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及「アルガルヴ」皇帝陛下、羅馬尼亞國皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、「サルヴアドル」共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、暹羅國皇帝陛下、瑞典國皇帝陛下、瑞西聯邦政府、土耳其國皇帝陛下、東「ウルグエ」共和國大統領、「ヴェネズエラ」合衆國大統領、ハ平和關係ノ安固ヲ期スル爲戰爭ハ豫告ナクシテ之ヲ開始セサルヲ必要トスルコト及戰爭狀態ハ遲滯ナク之ヲ中立國ニ通告スルヲ必要トスルコトヲ考慮シ之カ爲條約ヲ締結セムコトヲ希望シ各左ノ全權委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣、土耳其國駐劄特命全權大使、男爵マルシャル、ド、ビーベルスタイン
本會議特派委員「コンセイエー、アンチーム、ド、レガシオン」帝國外務省法律顧問、常設仲裁
裁判所裁判官「ドクトル」ヨハンネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使「シヨセフ、エツチ、チョート」

特命大使「ホレス、ポーター」

特命大使「ユリアー、エム、ローズ」

和蘭國駐劄特命全權公使「デヴィッド、ジューン、ヒル」

海軍少將、全權公使「チャールズ、エス、スペリー」

陸軍少將、合衆國陸軍軍法會議議長、全權公使「ジョージ、ビー、デーヴィス」

全權公使「ウィリアム、アイ、ブカナン」

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣、伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官「ロケ、サエンツ、ベニヤ」

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲裁裁判所裁判官「ルイス、エム、ドラゴ」

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所裁判官「カルロス、ロドリゲス、ラレタ」

奧地利國皇帝「ボヘミヤ」國皇帝「洪牙利國皇帝陛下」

「コンセイエー、アンチーム」特命全權大使「ゲータン、メレー、ド、カボスメレー」

希臘國駐劄特命全權公使、男爵「シャール、ド、マッキオ」

白耳義國皇帝陛下

國務大臣、代議院議員、佛國學士院會員、白耳義國學士院會員、羅馬尼亞國學士院會員、國

際法學會名譽會員、常設仲裁裁判所裁判官「ベルナール」

國務大臣、前司法大臣「シー、ヴァン、デン、ヒューメル」

和蘭國駐劄特命全權公使、羅馬尼亞國學士院會員、男爵「ギーヨーム」

「ボリヅア」共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官「クラウヂオ、ピニラ」

英國駐劄特命全權公使「フェルナンド、エ、グッチャラ」

伯刺西爾合衆國大統領

特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官「ルイ、バルボサ」

和蘭國駐劄特命全權公使「エツアルド、エフ、エス、ドス、サントス、リスボア」

勃爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官「ヴルバン、ヴィナロフ」

大審院檢事總長「イヴァン、カラシニコフ」

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使「ドミンゴ、ガナ」

獨逸國駐劄特命全權公使「アウグスト、マッテ」

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然丁國駐劄特命全權公使「カルロス、コンチヤ」

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マルセリアノ、ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

「ハヴナ」大學國際法教授、上院議員アントニオ、サンチエス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエサダ、イ、アロステグイ

前「ハヴナ」中學校長、上院議員マヌエル、サングリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタンチン、ブロン

海軍少將クリスタファン、フレデリック、シユルレル

侍從、外務省課長アクセル、ヴエデル

「ドミニカ」共和國大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和國專門學校長、常設仲裁裁判所裁判官アポリナル、テヘラ

「エクアドル」共和國大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權公使ヴィクトル、レンドン

代理公使エンリケ、ドルン、イ、デアルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命全權大使ドブルヰ、エル、デ、ヴィーリヤウルーナヤ

和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヰ

下院議員、伯爵ガブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、デ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前內閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官レオン、ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵デスツールネル、ド、コンスタン

巴里大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判

所裁判官ルイ、ルノー

和蘭國駐劄特命全權公使マルスラン、ペレ

大不列顛愛蘭聯合王國大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官「サー」エドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官「サー」アーネスト、メーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會會長、男爵ドーナルド、シエームス、マッケー、レー

和蘭國駐劄特命全權公使「サー」ヘンリー、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオン、リツォランガベ

雅典大學國際法教授、常設仲裁裁判所裁判官シヨールシムストレイト

「グッテマラ」共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、ナブレ、マチャド
獨逸國駐劄代理公使エンリケ、ゴメス、カリリヨ

「バイナ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジャン、ジョセフ、ダールベマル

米國駐劄特命全權公使シー、エヌ、レッシュ

前國際公法教授、ポルトープランス「組合辯護士ピエール、ユザクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員、佛國駐劄特命全權大使、常設仲裁裁判所裁判官、伊國委員長、伯爵ジョセフ、トル
ニエリ、ブルサナ、デ、ヴェルガノ

下院議員、外務次官、コンマンドール「ギド、ボンピリ

參事院議員、下院議員、前文部大臣、「コンマンドール」ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑馨六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛磨

盧森堡國大公、「ナッソー」公殿下

國務大臣、內閣議長アイシエン

獨逸國駐劄代理公使、伯爵ド、ヴィン

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エスタヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバスタアン、ペー、ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

「モンテネグロ」國公殿下

「コンセイエー、ブリヴエ、アンペリアル、アクチエ」佛國駐劄露國特命全權大使ネリド
フ

「コンセイエー、ブリヴエ、アンペリアル」露國外務省常任顧問官ド、マルテンス

「コンセイエー、デタ、アンペリアル、アクチエ」和蘭國駐劄露國特命全權公使ナリコフ

諸威國皇帝陛下

前內閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判

官フランシス、ハーゲルプ

巴奈馬共和國大統領

ペリサリオ、ポラス

「パラグエ」共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチャイン

比律悉駐在領事、伯爵シエ、デ、モンソー、ド、ベルジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヰ、アッシュ、ド、ボー、フール

國務大臣、參事院議員、常設仲裁裁判所裁判官テ、エム、セ、アッセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議員、ヨシクヘール、シー、セ、セ、デン、ペール、ポール

ナゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍大臣、ヨシクヘール、シー、ア、ローエル

前司法大臣、下院議員、シー、ア、ローエフ

祕露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官カルロス、ジエ、カンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官サマド、カン、モムタズスサルタネ

和蘭國駐劄特命全權公使、ミルヰマ、アーメッド、カン、ザザグ、ウル、ムルク

葡萄牙國及アルガルヰ皇帝陛下

參事院議員、ペール、ヂ、ロワイヨム、前外務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命全權大

使、侯爵、ソヴラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵、セリール

瑞西國駐劄特命全權公使、アルベルト、ドリヰエラ

羅馬尼亞國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使、アレキサンデル、ベルゲマン

和蘭國駐劄特命全權公使、エトカール、マウロコルタト

全露西亞國皇帝陛下

「コンセイエー、ブリヰ、アクチュエル」、佛國駐劄特命全權大使、ネリドフ

「コンセイエー、ブリヰ」、外務省常任顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、マルテンス

「コンセイエー、ヂタ、アクチュエル」、侍從、和蘭國駐劄特命全權公使、ナリコフ

「サルヴアドル」、共和國大統領

佛國駐劄代理公使、常設仲裁裁判所裁判官、ペドロ、シー、マテウ

英國駐劄代理公使、サンナアゴ、ペレス、トリアナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官、參事院議長、サヴ、グロ、イー、チ

伊國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、ミロヴァン、ミロヴァノヴィチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使、ミシエル、ミリチヰ、ヴィチ

暹羅國皇帝陛下

陸軍少將、モム、ナ、チ、デー、ウドム

公使館參事官、セ、コラザオニ、ドレリ

陸軍大尉、ルアング、ビヰ、ヴァナルト、ナリ、ユー、バル

瑞典國、「ゴツ」及「ヴァン」皇帝陛下

前司法大臣、丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、グヌート、ヒャルマル、レオ

ナルド、ハムマルスキョルド

前無省大臣、前高等法院評定官、常設仲裁裁判所裁判官ヨハンネス、ヘルネル

瑞西聯邦政府

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公使ガストン、カルラン

陸軍參謀大佐、ジエゾヴァ、大學教授ユー・ジューン、ボレル

「チューリヒ」大學法學教授マックス、フリーベル

土耳其國皇帝陛下

特命大使、ミニストル、ド、レヴカフ「チュルカン、バシヤ

伊國駐劄特命全權大使レシッド、ペー

海軍中將メヘメッド、バシヤ

東「ウルグエ」共和國大統領

前大統領、常設仲裁裁判所裁判官ホセ、バトレ、イ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁判所裁判官ファン、ペー、カストロ

「ヴェネズエラ」合衆國大統領

獨逸國駐劄代理公使ホセ、ピル、フォルトウル

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト認メラレタル委任狀ヲ寄託シタル後左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ理由ヲ附シタル開戰宣言ノ形式又ハ條件附開戰宣言ヲ含ム最後通牒ノ形式ヲ有スル明瞭且事前ノ通告ナクシテ其ノ相互間ニ戰爭ヲ開始スヘカラサルコトヲ承認ス

第二條 戰爭狀態ハ遲滞ナク中立國ニ通告スヘク通告受領ノ後ニ非サレハ該國ニ對シ其ノ效果ヲ生セサルモノトス該通告ハ電報ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得但シ中立國カ實際戰爭狀態ヲ知りタルコト確實ナルトキハ該中立國ハ通告ノ欠缺ヲ主張スルコトヲ得ス

第三條 本條約第一條ハ締約國中ノ二國又ハ數國間ノ戰爭ノ場合ニ效力ヲ有スルモノトス

第二條ハ締約國タル一交戰國ト均シク締約國タル諸中立國間ノ關係ニ付拘束力ヲ有ス

第四條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准スヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ關スル調書前項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國及本條約ニ加盟スル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケタル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スルモノトス

第五條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約ニ加盟スルコトヲ得

加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第六條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シテハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第七條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スルモノトス

第八條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置キ第四條第三項及第四項ニ依リ爲シタル批准書寄託ノ日竝加盟第五條第二項又ハ廢棄第七條第一項ノ通告ヲ接受シタル日ヲ記入スルモノトス

各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ第二回平和會議ニ招請セラレタル諸國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國

マルシャル

第二 亞米利加合衆國

クリーグ

シエセフ、エツケ、ナート

ホレエス、ポーター

ユ一、エム、ローズ

デヴィッド、シエーン、ヒル

シー、エス、スペリー

ウィリアム、アイ、ブカナン

第三 亞爾然丁國

ロケ、サエンツ、ベニヤ

第四 奧地利洪牙利國

ルイス、エム、ドラゴ
セー、ロドリゲス、ラレタ
メレー

第五 白耳義國

男爵マッキオ

ア、ベルナール
シー、ヴァン、デン、ヒューベル
ギーヨーム

第六 「ボリヴィア」國

クラウザオ、ピニラ

第七 伯刺西爾國

ルイ、バルボサ

第八 勃爾牙利國

エー、リスボア

第九 智利國

陸軍少將ヴィナロフ

第十 清國

イヴァン、カラシニコフ

第十一 格倫比亞國

ドミンゴ、ガナ

第十二 玖馬共和國

アウグスト、マッテ

第十三 丁抹國

カルロス、コンチヤ

第十四 「ドミニカ」共和國

ホルヘ、ホルグイン

第十五 「エクアドル」共和國

エス、ベレス、トリアナ

第十六 西班牙國

エム、ヴァルガス

第十七 佛蘭西國

アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

第十八 大不列顛國

ゴンザロ、デ、クエサダ

第十九 「ドミニカ」共和國

マヌエル、サングイリー

第二十 西班牙國

セー、ブロン

第二十一 「ドミニカ」共和國

ドクトル、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

第二十二 西班牙國

アポリナル、テヘラ

第二十三 「エクアドル」共和國

ヴィクトル、エム、レンドン

第二十四 西班牙國

エ、ドルン、イ、デ、アルスア

第二十五 西班牙國

ドブルヴヰエル、デ、ヴィーリヤウルーチヤ

第二十六 西班牙國

ホセ、デ、ラ、リカ、イ、カルヴ

第二十七 佛蘭西國

ガブリエル、マウラ

第二十八 佛蘭西國

レオン、ブールジョア

第二十九 佛蘭西國

デスツールネル、ド、コンスタン

第三十 佛蘭西國

エル、ルノー

第三十一 佛蘭西國

マルスラン、ペレ

第三十二 佛蘭西國

エドワード、フライ

第三十三 佛蘭西國

エドワード、フライ

法律第

號

裁判所構成法中左ノ通改正ス

第十四條第一號中「百圓」ヲ「三百圓」ニ改ム

第十六條ヲ左ノ如ク改ム

第十六條ノ一 區裁判所ハ刑事ニ於

テ左ノ事項ニ付裁判權ヲ有ス但シ

第二以下ニ記載シタル罪ハ豫審ヲ

經サルモノニ限ル

第一 違警罪

第二 竊盜ノ罪

第三 二百圓ヲ超過スル罰金ヲ

候科又ハ附加セサル本刑
六月以下ノ禁錮ニ該ル罪
本刑二百圓ヲ超過セサル
罰金ニ該ル罪

第四

第十六條ノ二 司法大臣ハ地方裁判
所ノ管轄區域内ノ一ノ區裁判所ノ管
轄ニ屬スル刑事ノ事務ノ全部又ハ
一部分ヲ其ノ地方裁判所ノ管轄區
域内ノ他ノ區裁判所ヲシテ取扱ハ

シムルコトヲ得

附 則

此ノ法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム

此ノ法律施行前地方裁判所ニ提起シタ
ル訴訟ハ此ノ法律ニ依リ區裁判所ノ權
限ニ屬スルモノト雖モ地方裁判所之ヲ
裁判スヘシ

此ノ法律施行ノ際ニ限リ裁判所構成法
第七十三條中轉所ニ關スル規定ヲ適用